

伊達市公告第 122 号

公 示 送 達

下記の者について、その者の住所・居所不明のため下記文書を送付することができないので、地方税法（昭和 25 年 7 月 31 日法律第 226 号）第 20 条の 2 の規定により、下記のとおり公示送達します。

なお、当該書類は、送達を受けるべき者の申し出により交付します。

令和 8 年 8 月 26 日

伊達市長 須田 博行

記

No.	送達を受けるべき者の氏名
1	SAMBOUR CHHAY

上記の住所及び氏名欄の者に送達すべき書類は、伊達市役所財務部税務収納課に保管してあるので受領してください。

また、上記の書類を受領しないとき令和 8 年 9 月 2 日をもって法律上当該書類は送達されたものとみなされます。